

### 第3 政策効果の把握の結果

#### 1 第6次国土調査事業十箇年計画における成果目標の進捗状況

第6次十箇年計画においては、成果目標として、進捗率が定められており、その達成のため、以下を実施するとされ、それぞれに成果目標が定められている。

- ・ 市町村等が行う地籍調査
  - ・ 国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査以外の測量及び調査の成果等の活用
  - ・ 地籍調査の基礎とするために国の機関が行う基本調査及び基準点の測量
- さらに、第6次十箇年計画では、未着手・休止市町村の解消を目指すとなっている。

このほか、国土交通省は、第6次十箇年計画補足資料において、市町村等が行う地籍調査のうち、D I D及びD I D以外の林地で行う地籍調査等について、成果目標を定めている。

第6次十箇年計画における成果目標について、成果目標ごとの目標値及び平成29年度末時点の実績は、以下のとおりとなっている（図表1-①参照）。

#### ① 進捗率

第6次十箇年計画では、進捗率について、平成21年度末時点の49%から31年度末時点で57%とすることを目標としており、これに対する実績は、平成29年度末時点で52%となっている。

さらに、第6次十箇年計画では、特に、D I D及びD I D以外の林地における進捗率について、全体の進捗率とは別に成果目標が設定されている。

D I Dの進捗率については、平成21年度末時点の21%から31年度末時点で48%とする目標に対し、29年度末時点の実績は25%となっており、D I D以外の林地における進捗率については、21年度末時点の42%から31年度末時点で50%とする目標に対し、29年度末時点の実績は45%となっている。

#### ② 市町村等が行う地籍調査

第6次十箇年計画では、市町村等が行う地籍調査の調査面積は、21,000km<sup>2</sup>とするとされている。

これに対し、平成29年度末時点の実績は8,023km<sup>2</sup>となっており、目標に対する達成率は38.2%となっている。

さらに、第6次十箇年計画補足資料において、上記21,000km<sup>2</sup>のうち、D I Dは1,800km<sup>2</sup>、D I D以外の林地は15,000km<sup>2</sup>で調査を実施するとされている。

これに対し、平成29年度末時点の実績は、D I Dが274km<sup>2</sup>（目標に対する達成率15.2%）、D I D以外の林地は5,893km<sup>2</sup>（同39.3%）となっている。

### ③ 国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査以外の測量及び調査の成果等の活用

国土調査法第19条第5項では、国土調査以外（注）の測量及び調査の成果について、国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有していれば、測量及び調査の実施者等からの申請により、国土交通大臣等が、国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定することができる（詳細は、後述7参照）。

（注）「国土調査以外」とは、公共事業や民間開発などを示す。

第6次十箇年計画では、市町村等が行う地籍調査等に併せて、国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査以外の測量及び調査の成果等についても、活用を推進するとされており、第6次十箇年計画補足資料において、当該成果等の活用により、D I Dを中心に約1,500km<sup>2</sup>の地籍整備を行うことを目指すとされている。

これに対し、平成29年度末時点の実績は283km<sup>2</sup>となっており、目標に対する達成率は18.9%となっている。

### ④ 地籍調査の基礎とするために国の機関が行う基本調査及び基準点の測量

#### <基本調査>

第6次十箇年計画では、地籍調査の基礎とするために国の機関が行う基本調査の調査面積は、3,250km<sup>2</sup>とされている。

これに対し、平成29年度末時点の実績は845km<sup>2</sup>となっており、目標に対する達成率は26.0%となっている。

また、第6次十箇年計画補足資料では、都市部において、地籍調査の前提となる官有地と民有地との境界情報の整備に必要な基礎的な情報を整備する「都市部官民境界基本調査」を1,250km<sup>2</sup>で実施し、山村部において、境界情報を簡易に広範囲で保全する「山村境界基本調査」を2,000km<sup>2</sup>で実施するとされている（詳細は、後述6-(2)参照）。

これらに対し、平成29年度末時点の実績は、都市部官民境界基本調査の実施面積は445km<sup>2</sup>（目標に対する達成率35.6%）、山村境界基本調査の実施面積は400km<sup>2</sup>（同20.0%）となっている。

#### <基準点の測量>

第6次十箇年計画では、地籍調査の基礎とするために国の機関が行う基準点の測量の基準点の数について、D I D以外を対象に、8,400点とされている（注）。

当該成果目標は、第6次十箇年計画策定時（平成22年度）において、地籍調査の前提として、国土地理院による基準点（四等三角点）の設置が必要であったことを受けて定められたものであるが、GPS等の測位衛星を活用した測量（以下「GNSS測量」という。）の機器の性能向上等により、測量精度が向上し、基準点（四等三角点）に代わり、電子基準点の活用が可能となったことか

ら、28年度以降、基準点（四等三角点）の新設は行われていない。

なお、第6次十箇年計画に基づき、平成27年度末までに設置された基準点の数は、2,772点となっている。

（注）D I Dについては、平成16年度から18年度に国土交通省が実施した都市再生街区基本調査により、高密度で基準点を設置済みとなっていることから対象外となっている。

#### ⑤ 未着手・休止市町村の解消

市町村における地籍調査への着手の状況について、第6次十箇年計画の策定前の平成21年度末時点では、全1,750市町村のうち、休止中の市町村が327市町村、未着手の市町村が277市町村となっており、全体の34.5%に当たる604市町村が未着手又は休止中となっていた。

第6次十箇年計画では、計画期間の中間年である平成26年度を目標に、地籍調査（上記④の基本調査を含む。）について、未着手・休止市町村（注1）の解消を目指すとしている。

これに対し、平成29年度末時点の実績は、全1,741市町村のうち、未着手が161市町村、休止中が286市町村と、447市町村が未着手又は休止中となっている（注2）。

（注1）優先的に地籍を明確にすべき地域について調査が完了している市町村を除く。

（注2）未着手・休止市町村の数には、国による基本調査のみが実施されている市町村を含む。以下同じ。

図表1-① 第6次十箇年計画及び第6次十箇年計画補足資料における成果目標及び平成29年度における実績

区 分	成果目標 (平成31年度)	実績 (29年度)	達成状況
①進捗率	49% → 57% (21年度)	52%	3ptの伸び
D I D	21% → 48% (21年度)	25%	4ptの伸び
D I D以外の林地	42% → 50% (21年度)	45%	3ptの伸び
②市町村等が行う地籍調査の調査面積	21,000km <sup>2</sup>	8,023km <sup>2</sup>	38.2%
【D I Dの調査面積】	1,800km <sup>2</sup>	274km <sup>2</sup>	15.2%
【D I D以外の林地の調査面積】	15,000km <sup>2</sup>	5,893km <sup>2</sup>	39.3%
③国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査以外の測量及び調査の成果等の活用	活用の促進	—	—
【上記の活用による地籍整備の面積】	D I Dを中心に 約1,500km <sup>2</sup>	283km <sup>2</sup>	18.9%
④地籍調査の基礎とするために国の機関が行う基本調査及び基準点の測量	—	—	—
基本調査の調査面積 (下欄の基準点の測量を除く。)	3,250km <sup>2</sup>	845km <sup>2</sup>	26.0%
【都市部官民境界基本調査】	1,250km <sup>2</sup>	445km <sup>2</sup>	35.6%
【山村境界基本調査】	2,000km <sup>2</sup>	400km <sup>2</sup>	20.0%
D I D以外で行う基準点の測量の基準点の数	8,400点	2,772点	— (※)
⑤地籍調査に未着手又は休止中の市町村の解消	604市町村 → 解消 (21年度) (26年度)	447市町村	26.0%

(注)1 国土交通省の資料を基に、当省が作成した。

2 「区分」欄について、【 】を付していないものは、第6次十箇年計画に基づく成果目標、【 】を付しているものは、第6次十箇年計画補足資料に基づく成果目標である。

3 「実績(29年度)」欄について、「市町村等が行う地籍調査の調査面積」、「D I Dの調査面積」及び「D I D以外の林地の調査面積」の各欄は換算面積、それ以外の各欄は実面積で記載している。

4 「達成状況」欄について、「①進捗率」は「実績(平成29年度)－実績(21年度)」、「②市町村等が行う地籍調査の調査面積」、「③国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査以外の測量及び調査の成果等の活用」及び「④地籍調査の基礎とするために国の機関が行う基本調査及び基準点の測量」は「実績(29年度)／目標(31年度)」、「⑤地籍調査に未着手又は休止中の市町村の解消」は「22年度以降の未着手・休止市町村の減少数／実績(21年度)」としている。

5 表中「pt」は「ポイント」を示す。

6 表中「(※)」について、G N S S測量の進展に伴い、平成28年度以降、基準点(四等三角点)の新設は実施されていないため、「達成状況」欄を「—」としている。